

岩手県告示第 497 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 久慈岩泉線

（2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町安家字松林 187 番 1 地先内

（3）供用開始の期日 平成 20 年 6 月 27 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 20 年 6 月 27 日から同年 7 月 27 日まで

2（1）路線名 大川松草線

（2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町大川字舞の子 14 番 1 地先から字下町 132 番 11 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 6 月 27 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 20 年 6 月 27 日から同年 7 月 27 日まで